

日時・場所	平成30年1月4日（木） 9時30分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会議務局長（代理：辻次長）、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 市長指示事項

- ・ 明けておめでとうございます。旧年中は様々な取組に尽力いただき御礼申し上げます。  
市民サービスを提供したり地域づくりを行ったりする際には、存在する問題を解決するというよりは、それを課題に置き換え、共有化して、チームワークで取り組むことが大切であるということを改めて認識すること。そのためには職員の能力が高くないといけないので、職員それぞれが能力と士気を高め、結果として質の良いサービスを効率良く提供できるよう努めること。
- ・ 様々な事項を伝達したり報告したりするときには、振れがないように、できるだけ確に行うこと。状況や相手の立場に配慮し過ぎると、あやふやな答えになったり、場合によっては趣旨が変わったりしてしまう。議員への対応でも中途半端な場合がある。相手の立場を配慮しつつ、メッセージは明確にということ徹底すること。

## 2. 報告事項

### ① 管理職手当の見直しについて

[所管： 総務部]

管理職手当は、現在、支給対象職員の職務の級における最高の号給の給料月額100分の17を超えない範囲で規則で定める額を支給している。

本市の管理職手当額及び支給上限率は、平成18年人事院勧告に伴う定率制から定額制への見直し(平成19年度)以降、改正がなく、県内他市との比較においては、課長級及び課長補佐級では県内市平均を上回るが、部長級及び次長級では県内市平均を下回る状況である。

こうした状況の中、①管理職手当の支給上限率を上げないと、部長級の管理職手当額と支給上限額が今後逆転するおそれがある、②部長級及び次長級の手当額が県内でも低位にあり、職務の困難性や責任の程度を勘案すると見直しの検討が必要、③課長級から次長級への昇任時における管理職手当の増額幅が小さい、という課題があることから、管理職手当での見直しを行うものである。

見直し案は、以下のとおり。見直しによる影響額は2,290千円/年となる。

○管理職手当の支給上限率を100分の20(現行:100分の17)に改正する。

○部長級及び次長級の手当額の改正を行う。[部長級 75,200円→84,400円(+9,200円)、次長級 66,400円→72,400円(+6,000円)]

○園長については、これまで課長補佐級と同額で別に定めていたが、保育士・幼稚園教諭職の職階見直しにあわせ、課長級又は課長補佐級の区分で支給する。

平成30年4月1日より施行する。

### ② 保育士・幼稚園教諭職の職階等の見直しについて

[所管： 総務部]

合併以降、園長を課長補佐級(5級)に位置づけているが、実質の所属長であるという実態や責任の程度を勘案すると、課長級(6級)としての位置づけを行っていく必要があることや、園長・主任以外の職員の内示書や辞令における補職名が「保育士or教諭」であるため、主任保育士又は教務主任に昇格するタイミング(心づもり)などがわかりづらいこと、また、主任昇格前の中堅職員のさらなる意識醸成を図っていく必要があることから、保育士・幼稚園教諭職の職階等の見直しを行うものである。

見直し案は、以下のとおり。

○課長級園長を創設し、当面課長補佐級園長と併用

○補職名に「主査」を適用

○主査級主任保育士(教務主任)を創設し、当面専門員級主任保育士(教務主任)と併用  
平成30年4月1日の任用から適用する。

→園長をこども課へ配属する場合の役職について、整理しておくこと。

### ③ 第72回全国植樹祭開催候補地の選定にかかる意向について

[所管： 環境経済部]

県においては、平成33年度の第72回全国植樹祭滋賀県開催に向け、「第72回全国植樹祭滋賀県準備委員会」が立ち上げられ、開催候補地の選定が進められている。その中で、野洲市域の県有施設である「希望が丘文化公園」が候補地の一つとなっている。

については、本市に所在する「希望が丘文化公園」が、規模やアクセス等において最も相応しい施設と考えており、開催地となることを強く希望する。

### 3. 協議事項

#### ① 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

[所管： 政策調整部]

病院事業整備に係る実施設計予算等の否決により、市民病院の組織や人事等に関して関係機関との協議が進められなかったことから、地方公営企業法の全部適用に係る時期を「平成30年4月1日」から「平成31年4月1日」と1年間延期するものである。新病院の開院期日は、建設工事を含む工程を実施設計業務の中で明らかにしていく。

地方独立行政法人化については、平成29年11月20日開催の市議会特別委員会への付議事件で方針として示し、その後、12月22日に予算の可決に至っていることから、基本的な方向性は承認いただいたとの認識であり、現時点では、新病院の開院に合わせて平成33年の春をめざしている。

#### ② 野洲市看護学生修学資金貸付条例について

[所管： 政策調整部]

野洲市民病院における円滑な事業の実施のため、看護学生への修学資金の貸付けを行い、本院で勤務する看護師の確保を図ることを目的に本条例を制定する。貸付対象者は看護師を養成する学校等に在籍し、卒業後に野洲市民病院で働く意思のある者で、貸付額は1人あたり月額50,000円(無利息)である。卒業後、野洲市民病院の職員となり、貸付期間に相当する期間について看護師業務に従事した場合、償還債務の免除をする。施行日は平成30年4月1日とする。

なお、現在野洲病院が実施している相当制度については、当該条例の適用はしない。さらに、地方独立行政法人へ移行したときは、当該制度も同法人の制度として引き継ぐ。

また、他の貸付制度との重複について、基本的には併給可能である。

→遅延利息の年14.6%は妥当か。

→税の制度と整合を図っているが、その他の制度も含め、再度全庁的視点で確認する。

#### ③ 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

[所管： 総務部]

管理職手当の額については、職務の級における最高の号給の給料月額100分の17を超えない範囲で支給することとしているが、この支給上限率が県内他市と比較して低位にあることや、次年度以降の人事院勧告において俸給の引下げ勧告が行われた場合に、現行の手当支給額に影響を及ぼす可能性があることから、県内市の平均水準を目途に支給上限率の改正を行う。

この改正により、管理職手当の支給上限率を現行の100分の17から100分の20に引き上げることとなる。施行日は平成30年4月1日とする。

#### ④ 野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

[所管： 総務部]

改正行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたことに伴い、関連する条例の整備を図ることと、併せて実施機関の定義についてより明確にするため、所要の改正を行うものである。

野洲市情報公開条例においては、実施機関（水道事業及び下水道事業の管理者関係）の追加と個人に関する情報の定義の改正を行う。

野洲市個人情報保護条例においては、個人情報の定義の改正や実施機関（水道事業及び下水道事業の管理者関係）の追加等を行う。公布の日から施行する。

#### ⑤ 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について

[所管： 健康福祉部]

本市において第7期計画期間に係る野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、同計画内において当該期間中の介護保険料を算定したことに伴い、当該条例において定めている保険料の額を改めるものである。

国において、介護保険制度の世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、介護保険法が改正され、一定以上の所得を有する1号被保険者に係る負担割合が3割とされたことに伴い、本市が当該条例で定めている特例給付の額について、同様に改正を行う。

また、介護保険法施行規則の改正により、保険料の基準所得金額の見直しが行われたことから、当該条例においても該当する規定を改正する。

平成30年4月1日から施行する。ただし、3割負担に係る規定については、平成30年8月1日から施行する。

#### ⑥ 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

[所管： 健康福祉部]

当該条例で引用している介護保険法における認知症の定義に係る規定について、1項建てであった条

文が3項建てに、平成30年4月1日施行で改正されることから、引用規定を項まで引用する形に改めるものである。施行日は平成30年4月1日である。

⑦ 野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

[所管: みず事業所]

現在、農業集落排水事業として処理している野田地区については、平成30年4月1日より、公共下水道事業に統合することから、「野洲市農業集落排水処理施設条例」に規定される処理施設の名称及び処理区域について改正するものである。

「野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」については、水道事業変更認可申請に係る水需要予測に基づき、給水人口及び給水能力の改正を行うとともに、野田地区農業集落排水処理施設区域を公共下水道事業の予定処理区域に統合するため、計画処理人口及び処理能力について改正するものである。

また、地方自治法が改正されたことに伴い、併せて関連条項を改正するものである。

⑧ 野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について

[所管: 環境経済部]

大気汚染防止法の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、当該条例中の引用条項のずれが生じるため、所要の改正を行うものである。

条例第32条中「大気汚染防止法第2条第10項」を「大気汚染防止法第2条第9項」に改めるほか、その他文言を修正する。

公布の日から施行する。ただし、第32条の改定規定は平成30年4月1日から施行する。

⑨ 野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例について

[所管: 教育委員会]

昨年6月議会に上程したが、否決されたことから再度、議決を求めるものである。野洲市総合体育館のうち温水プールの休止に伴い、野洲市総合体育館条例に規定する施設の種類から「温水プール」を削除する改正を行う。併せて、付則で野洲市使用料条例の該当部分を削除する改正を行う。平成30年4月1日から施行する。

⑩ 野洲市体育センター条例を廃止する条例について

[所管: 教育委員会]

野洲市体育センターの廃止については、平成29年8月の全員協議会において報告済である。同センターは、昭和61年4月に開館した野洲勤労者体育センターを市制施行後、社会体育施設として活用している。公共施設等総合管理計画では効率的な運用のため集約化を検討する必要があるとしている。建設から31年が経っており、維持管理費が増えていくと見込まれ、平成31年3月をもって閉館することから、所要の改正を行うものである。

また、付則で「野洲市使用料条例」及び「野洲市の公の施設の廃止又は独占利用に関する条例」から該当部分を改正する。

施行日は、平成31年4月1日とする。

→利用が多いバドミントンと卓球については、既存施設で対応可能と考えている。

4. その他伝達事項

- ・ 1月8日（祝）に成人式が開催されるので各部長の出席を願う。（教育委員会）
- ・ 1月1日、栄地先の住宅地で、煙草の火が原因と思われる火災が発生した。木造二階建ての住宅が全焼し、両隣の住宅にも延焼した。留守中であったため、初期消火は付近の住民の方々によって行われた。市消防団は翌日まで待機いただいた。（市民部）
- ・ 野洲市余熱利用施設整備運営事業について、平成29年12月21日から12月27日までの間、総合評価方式による一般競争入札への参加表明受付を行ったところ、参加表明者があったので、次の手続きを進める。（環境経済部）
- ・ 部長会議終了後、平成30年度当初予算の一次内示を行う。組替等の要求があれば、明日午後4時までに関係資料の提出を願う。それを受け、10日および11日に各部へのヒアリングを行う。厳しい財政事情に鑑み、各部においては再度、精査の上、市全体の視点で検討いただきたい。（政策調整部）

5. 次回部長会議の予定

1月9日（火） 8時45分～ 庁議室